

# 禁煙外来が始まります

「お医者さんと一緒に禁煙をはじめませんか？」

通院して頂く期間は、基本 12 週間で 5 回通院して禁煙治療を行っていきます。  
診察は、息に含まれる一酸化炭素（タバコの有害物質）の量を調べる検査の実施、  
健康状態を確認や、ニコチン切れになったときの対処法などのアドバイスを受ける  
ことができます。

下記の要件を満たせば、健康保険等を使って禁煙治療ができます。

- ①ニコチン依存症の判定テストが 5 点以上
- ② 1 日の平均喫煙本数×これまでの喫煙年数が 200 以上  
（35 歳未満には上記要件がなくなりました）
- ③ただちに禁煙を始めたいと思っている
- ④禁煙治療を受けることを文書で同意している

費用は、お薬代を含め 3 割負担で約 2 万円です。

加藤正一先生の外来でご相談ください。

毎週火曜日 午前 9：00～12：00

午後 16：00～18：00

